

第九回 参議院農林委員會會議錄第五号

昭和二十五年十二月七日(木曜日)午後二時三十分開会

本日の會議に付した事件

○競馬法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○競馬法の一部を改正する法律案(衆議院提出)(第八回國會継続)

○委員長(岡田宗司君) これより農林委員會を開会いたします。

本日は先ず昨六日本委員會に付託されました小笠原八十美君外三十八名提出の競馬法の一部を改正する法律案について説明を聞き、次に、継続の競馬法の一部を改正する法律案を議題といたしまして、そのあとで調査のほうに行くとしようと思ひます。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(岡田宗司君) それでは衆議院の提出した小笠原八十美君外二十八名提出の「競馬法の一部を改正する法律案」の提案理由を御説明申上げます。

○衆議院議員(原田繁松君) 只今議題と相成りました小笠原八十美君外二十八名提出の「競馬法の一部を改正する法律案」の提案理由を御説明申上げます。

最近における競馬の実施状況を見ますに、国営競馬におきましては、昭和二十四年度四月から九月に至る開催回数十二回を昭和二十五年度の同期と比較しますに、発売金額二十六億四千万円余に對して、十四億八千五百万

円余に低下し、減少率四割三分を示しており、地方競馬におきましても、昭和二十四年度において赤字を示しているものが七県八市町村に及び、他の県又は市町村においても半うじて収支を償つてゐる程度のもので、昭和二十四年度一月から十月までを本年度同期と比較して二割九分の売上減となつておるのであります。

競馬の現状は以上のごとくでありまして、これをこのままに放任いたしますならば、国及び地方公共団体の財源としては逐次その意義を失ひ、赤字の競馬においては却つて負担を過重する結果となり、競馬自体の存続さえ危まれる実情にありま。

よつて我々はこれが改善策を考究して参つたのであります。現行競馬法における控除率の過大がその最大の原因であると考えらるべきであります。

即ち、国営競馬におきましては、勝馬投票券購買金額に對して百分の二十五、配当金額に對して百分の二十の控除が行われ、兩者を合計して大体百分の三十三乃至三十七の平均率でありま。

次に地方競馬におきましては、同じく勝馬投票券購買金額に對して百分の二十九、配当金額に對して百分の十の控除が行われ、兩者の合計は大体百分の三十四乃至三十六の平均率を示しております。

要するに、馬券を買はばその三分の一以上が常に控除せられ、競馬愛好者の興味を削減し、延いては競馬不振の

一大原因をなしているものであります。自転車競走及び小型自動車競走に比較しますと、これらはいずれも百分の二十五以内又は百分の二十五と相成つており、今日まで競馬が著しく不利な取扱を受けていることは明らかであります。速かにこの点を是正し、釣合のとれた公平な制度とすることが急務と存するのであります。

以上の理由に基きまして、競馬の控除率を、国営、地方を通じて、購買金額に對しては百分の十五から百分の二十までの範圍内で農林大臣の定める率とし、配当金額に對しては百分の十とい

たさんとするものでありまして、この場合、農林大臣が購買金額に對する控除率を百分の十八と定めたと仮定しますと、配当金に對する控除百分の十を加算して、全控除率は凡そ百分の二十四・五程度となる見通しを持つてゐるのであります。

かような控除率の引下が財政收入に與える影響を考えますに、馬券の売上金額の増大となり、むしろ収入は全体として向上し、好結果をもたらすものと確信している次第であります。

以上が本改正法律案を提出した理由であります。何とぞ慎重御審議の上、速かに御可決あらんことを望む次第であります。

○委員長(岡田宗司君) 速記を止め

午後二時三十二分速記中止
午後二時四十四分速記開始

○委員長(岡田宗司君) 速記を始め

て……それでは競馬法の一部を改正する法律案、これの審議を継続いたします。

本法案につきましてはすでに質疑を十分に重ねておりますので、大体質疑は終了したと思ひますが、本日愛知県の農林部長がお見えになつておりますので、本問題につきまして最後に愛知県の農林部長から愛知県地元における事情について一応御聴取いたしまして、これについて御質疑がございしたら御質疑を頂いてそれを以ちまして質疑を終了したいと思ひますが、よろしくございしますか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(岡田宗司君) ちよつと速記を止めて下さい。

○委員長(岡田宗司君) 速記を始めて下さい。

なおこの問題につきまして衆議院の農林委員長千賀康治君から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

点をここで改めてはつきり申上ぐるの

この機会にいま一つ申上げさせて頂きますが、それは勿論農林部長であります。農林部長の意思を以て陳情せられたそのことに、いま一つ補足をするのであります。参議院の岡田農林委員長と私と兩人も、この意思の決定というお話が、前同申上げた

この問題の私の解釈は、前同申上げた通りで、今も今後はこれには変りませんが、五つの候補地がそれ、今までも血道を上げて競争をした。併しいづれにいたしましてもその五つの中で一つを選ばなければならぬということ

で、これは政府及び県がいづれかを選びになるのであります。私どもは努めて外郭から早くお運びになるようにこれを機を執りたいと思ひます。ほかに、どこにきまりましても、その五つの候補の、いわゆる後援者といま

しうか、或いは推進者といましようか、いづれにしても、競馬の好きな競馬を推進したいという熱意を持つておる方々は同じように、一つきまりま

するところの競馬場の資金の出資であるとか、或いはその他運営等に、皆同じような立場で協力ができる。こういうことに行つて、いわゆる五つの死闘を演じたこの争ひの終端を円満につけるためには、そういうような措置を私どもはやるべきだと思ひます。これが、この際こに私どもの意思をはつきりいたしまして、愛知県の当局も

いづれ政府と共に新らしくできる会社

のためにいろいろ御座るに相成ること
と思ひます。この意思を含めて
おやり願ひするようにここに申添えたいと
思ひます。

○委員(岡田宗司君) 更にこの件に
つきまして、岩男委員のほうから發言
を求められておりますので、これを許
します。

○岩男仁藏君 これは政務次官、責任
持ちますか、競馬法の一部を改正する
法律案に関する申入。本法律案の採決
に先立つて政府に対し、次の事項を申
入れて、その決意を促したいと考えま
すので、簡明率直な御答弁をお願いい
たします。一、この法律案が成立する
ことは、現行国営競馬が持続されるこ
とが前提となるわけでありますから、
これを確認せられたきこと。二、競馬
場設置場所の決定は、公正な調査に基
いて遅滞なくこれを行い、誘致運動が
再発するような事態の発生を厳に警戒
すること。三、競馬場を設置するた
め、農地の潰廃を来さないよう注意
すること。四、競馬場設備の賃借に当
り、設備者をして不当な利得を得せ
しめることなきよう、その賃借料を適
正に決定すること。五、競馬場の設置
場所の決定及び設備借入の條件等につ
いては、遅滞なくこれを当委員会に報
告すること。以上であります。

○政府委員(島村重次君) 只今競馬法
の一部を改正する法律案に関する申入
に對しましては、いづれも政府は適當
に御申入に對して善処することを申上
げましてお答えいたします。

○委員(岡田宗司君) 一々について
のお答えは、ございませんか。
○政府委員(島村重次君) 各項につき
まして、一項より五項についていづれ

も善処することを申入に對するお答え
をいたします。

○岩男仁藏君 承知しました。
○委員(岡田宗司君) それでは本法
律案の質疑を打ち切りましてよろしくご
ざいますか。

○委員(岡田宗司君) それでは質疑
はこれを以ちまして終了いたしましたし
た。
次に本件につきましては討論を省略
して、直ちに採決に入りたいと存じま
すが、御異議ございませんか。
○委員(岡田宗司君) 御異議ないと
認めます。

○委員(岡田宗司君) 御異議ないと
認めます。
それではこれより採決に入ります。
競馬法の一部を改正する法律案を原案
通り可決することに御賛成の方の御起
立をお願いいたします。

○委員(岡田宗司君) 全会一致でこ
ざいます。よつて本案は原案通り可決
すべきものと決定いたしました。
尙本院規則第七十二條によりまし
て、委員長が議院に提出する報告書に
は多数意見者の署名を附することにな
つておりますから、本案を可とされた
方々は順次御署名をお願いいたしま
す。

- 多数意見者署名
- | | |
|-------|--------|
| 江田 三郎 | 岡村文四郎 |
| 溝口 三郎 | 岩男 仁藏 |
| 赤澤 與仁 | 龍井治三郎 |
| 加賀 操 | 宮本 邦彦 |
| 三好 始 | 白波瀨米吉 |
| 小林 孝平 | 西山 龜七 |
| 三輪 貞治 | 池田宇右衛門 |
| 片柳 眞吉 | 平沼彌太郎 |
| 三浦 辰雄 | |

○委員(岡田宗司君) 速記を止め
て……。

午後三時一分速記中止

午後五時十四分速記開始
○委員(岡田宗司君) 速記を始め
て……それは本日はこの程度で散
会いたします。

午後五時十五分散會
出席者は左の通り。

委員
池田宇右衛門君
白波瀨米吉君
龍井治三郎君
平沼彌太郎君
宮本 邦彦君
江田 三郎君
小林 孝平君
三輪 貞治君
赤澤 與仁君
加賀 操君
溝口 三郎君
三好 始君
三浦 辰雄君

衆議院議員
農林委員長 千賀 康治君
原田 雪松君
農林大臣 廣川 弘禪君
政府委員
農林政務次官 島村 重次君
農林大臣官房長 平川 守君

物価政務次官 郡 祐一君
物価庁第三部長 川上 爲治君

十二月五日日本委員會に左の事件を付託
された。

一、揚水機關電化事業費國庫補助に
関する請願(第五二一號)
一、競馬法中一部改正に関する請願
(第三三五號)
一、昭和二十六年度白河矢吹國營開
拓事業費金額割當に関する請願第
(三九六號)
一、愛知県野田村のかんがい、用水路
改修工事費助成に関する請願(第
四一八號)
一、熊本県瀬田村林道開闢に関する
請願(第四二二號)
一、農林漁業金融に関する請願(第
四四七號)

第五一號 昭和二十五年十一月二十
一日受理
揚水機關電化事業費國庫補助に関する
請願

請願者 宮城県庁内湯田、桃生、
北鹿三郡及石巻市水利
組合連合内 塩谷末吉
外十七名
紹介議員 高橋進太郎君
宮城県湯田、桃生、北鹿三郡及石巻市水
利組合は、重油機關による揚水機を用
いて同組合地域の水田三千二百七十町
歩をかんがいでいるが、揚水機關と
して使用しているディーゼル揚水機が永
年の使用によつて非常に磨滅して性能
がいちじるしく低下しており、その上
燃料油の入手がうまく行かず、関係農
民の悩みとなつてゐるから、同揚水機
関を電化する費用の半額を國庫で補助

せられたいとの請願。
第三三五號 昭和二十五年十一月二
十八日受理
競馬法中一部改正に関する請願
請願者 東京都渋谷区原宿三ノ
二六六ノ二 財団法人
中央共同募金委員會会
長 中川望

紹介議員 山下義信君
わが國の民間社會事業は、從來主とし
て政府の補助金と一部財づつ等の寄附
金によつて經營されてきたが、戦後は
憲法によつて補助金が停止され、財
づつは解体する等社會情勢の急激な変
化によつて資金が欠乏し、事業經營が
困難となつてゐる。しかるに競馬によ
る益金をこれに利用すれば、極めて有
効であるから、この際民間社會事業振
興のため、競馬法の一部を適當に改正
せられたいとの請願。

第四一號 昭和二十五年十一月二十
八日受理
愛知県野田村のかんがい、用水路改修工
事費助成に関する請願
請願者 愛知県瀬美郡野田村
小谷俊雄

紹介議員 森八三三君
愛知県瀬美半島の中央に位する野田村
は四方起伏する小高き山地に囲れ、芦
ヶ池を水源とする用水路を開き、主
穀農業によつて立つ農村である。し
かるにこのかんがい用水路は開設以來
四十五年もたつてゐるため、はなはだ
しく老朽し、急激な揚水動力ポンプを
使用し、やつと水田經營をなしてゐる
状態で、当村は榮村一致して村費を支
出し根本的改修計画をたてたが、いま
だ所要經費に不足してゐるから、当村

だ所要經費に不足してゐるから、当村

のかんがい用水路改修工事に政府助成金を交付せられたいとの請願。

第四二二号 昭和二十五年十一月二十八日受理

熊本県瀬田村林道開闢に関する請願

請願者 熊本県菊池郡瀬田村長

上村龜雄外二名

紹介議員 城義 臣君

熊本県菊池郡瀬田村本立野地区は、大分、宮崎両県道および豊肥、高森両線の分岐点にあたり、水田百十町歩、畑二十七町歩、山林八十三町歩あり、なお本村裏の高原地帯には約六百五十町歩の原野と、約六百町歩の林地を有し、また隣接平真城村内に至る分を合せば二千町歩以上の造林地がいずれもここ数年中に伐採年令に達するが、現在これを搬出する適当なる林道がないため、貴重なる森林資源もその活路をふさがれ、将来憂慮すべき状態にあるから、この苦境打開策として、本立野地区を起点として約二千メートルの林道を開設せられたいとの請願。

第四四七号 昭和二十五年十一月二十八日受理

農林漁業金融に関する請願

請願者 秋田県庁内 秋田県耕

地協会内 石川準吉

外一名

紹介議員 石原幹市郎君

長年の宿望であつた農林漁業金融の特別機関が、昭和二十六年より創立されることとなつたが、われら農村民の要望を貫徹するために、(一)取扱機関を農林中央金庫のみとせず、その他の金融機関を含めること、(二)貸付は長期かつ低利とし、貸付方法も手続を簡

素化すること、(三)貸付業務を昭和二十六年当初からとすること、(四)貸付に当つては特に寒冷單作地帯の特殊事情を考慮すること等を講ぜられたいとの請願。

十二月六日本委員会に左の事件を付託された。

一、競馬法の一部を改正する法律案(衆)

競馬法の一部を改正する法律案

競馬法(昭和二十三年法律第百五十八号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「地方税法(昭和二十三年法律第百十号)」を「地方税法(昭和二十五年法律第百二十六号)」に改め、同項及び同條第二項中「及び入場税附加税を創る。」

第九條中「その金額の百分の二十五」とその金額に百分の十五から百分の二十までの範囲内で農林大臣が定める率を乗じて得た金額に改める。

第二十二條中「第九條中「百分の二十五」とあるのは「百分の二十九」とを創る。

附録第二に定める第一号算式中「Rは国営競馬にあつては百分の二十五、地方競馬にあつては百分の二十九とする。」を「Rは第九條(第二十二條)において準用する場合を含む。」の規定により農林大臣が定める率とする。」に改める。

附録第二に定める第二号算式中「Rは国営競馬にあつては百分の二

十、地方競馬にあつては百分の十とする。」を「Rは百分の十とする。」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

2 競馬法第二十二條において準用する同法第九條及び附録第二の改正規定の地方競馬に対する適用については、昭和二十六年十二月三十一日までは、都道府県又は指定市町村は、條例の定めるところにより、なお従前の例によることのできる。

昭和二十五年十二月二十二日印刷

昭和二十五年十二月二十三日發行

參議院事務局

印刷者 印刷所